

(※契約時に、サービス提供事業者と協議の上決定する。)

電子契約サービス提供事業に関する契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、電子契約サービス提供に関し、以下のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲に対し電子契約サービス（以下「サービス」という。）の利用環境を提供し、甲はそのサービスを利用する。サービスの利用環境の提供に当たっては、乙がサービス提供事業者として甲に直接サービスを提供するもの又は乙がサービス提供事業者から調達したサービスの利用環境を甲に提供するものとする。

（契約の内容）

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲が定める別紙「福島県における電子契約サービス提供事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」に従い、確実に履行するものとする。

（利用期間）

第3条 サービスの利用期間は、契約日から令和12年3月31日までとする。ただし、翌年度以降にこの予算に係る予算の減額又は削除があった場合、甲はこの契約を解除できるものとする。

（利用料金）

第4条 利用料は次のとおりとし、本業務にかかる経費はすべて利用料に含まれるものとする。

- 1 サービスの利用料金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。
- 2 甲が乙に支払う利用料月額（又は年額）については、別表のとおりとする。

（利用料の支払）

第5条 乙は、毎月10日までに前月分の利用料を甲に請求できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、利用料を当該年度末に甲に請求することができる。
- 3 甲は、乙から適正な請求書を受理した日から30日以内に、乙に対して利用料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 乙は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。
- 3 乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えるこ

(※契約時に、サービス提供事業者と協議の上決定する。)

とができる。

- 4 甲は、乙が財務規則第229条第1項各号の規定に該当すると認めるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(損害賠償)

第7条 乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えた場合、甲は、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲の責めに帰する事由により乙に損害を与えた場合、乙は、甲に対しその損害の賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第8条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面により承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、本件業務を第三者に業務の全部又は一部（主たる部分に限る）を再委託してはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により甲に承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。

(談合による損害賠償)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条及び第14条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約の変更・解約)

(※契約時に、サービス提供事業者と協議の上決定する。)

第11条 契約の有効期間中、甲・乙いずれかの一方の都合により契約を変更または解約する場合、甲又は乙は相手方に対しその60日以前に文書をもって通知しなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく業務に着手しないとき。
- 2 履行期限内に業務が完成しないとき又は業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 3 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- 4 この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 5 契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者をいう。)に契約代金債権を譲渡したとき。
- 6 第14条の規定によらず契約の解除を申し出たとき。
- 7 契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認めら

(※契約時に、サービス提供事業者と協議の上決定する。)

れるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

8 業務に関する個人情報について、乙による取り扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、契約金額を限度として甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(乙の解除権)

第14条 乙は、第11条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が3分の2以上減少する場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議の上定める。

(賠償金等の徴収)

第15条 乙がこの契約に基づく遅延利息又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払日まで年2.5%の割合で計算した利息(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を付した額と、甲の支払うべき賃貸借料とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 甲は、前項の規定により追徴する場合は、乙から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額の違約金(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を徴収する。

(※契約時に、サービス提供事業者と協議の上決定する。)

(機密の保持)

第16条 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。なお、甲及び乙は、機密情報を相手方に開示するときは、機密である旨の表示を行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 開示の時点で、既に公知のもの又は開示後情報を受領した当事者の責によらず、公知となったもの。
- (2) 甲又は乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (4) 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決)

第18条 本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、甲の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(その他)

第19条 この契約書の各条項若しくは仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲・乙間において協議し、これを定めるものとする。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙